

多久市まちづくり交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

多久市長 横尾 俊彦

多久市条例第31号

多久市まちづくり交流センター条例の一部を改正する条例

多久市まちづくり交流センター条例（平成26年多久市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条、第10条、第20条関係）

区分	使用料（1時間につき）
会議室A	240円
会議室B	440円
スポーツコーナー	220円
ふれあいコーナー	1,580円
キッズコーナー	800円
備考	
1 使用料は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。	
4 開館時間以外及び休館日の使用の場合並びに使用の許可を受けた時間を超えて使用する場合は、規則で定める。	
5 付属設備の使用料は、規則で定める。	

- 6 許可使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 7 許可使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表により算出した額の2倍の額とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条、第10条、第20条関係）

区分	1平方メートルの使用料（1月につき）
店舗スペース	2,200円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用期間が1月に満たない場合は、日割り計算による。ただし、日割り計算の算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	
3 許可使用者が使用した光熱水費、その他必要な経費等については、実費相当額を別途徴収する。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（使用料の額に係る経過措置）

- 2 この条例による改正後の多久市まちづくり交流センター条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定の適用については、令和6年度の使用料に限り、次の表の左欄に掲げる区分中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える区分	読み替えられる字句	読み替える字句
ふれあいコーナー	1,580円	1,380円

- 3 新条例別表第1の規定の適用については、令和7年度の使用料に限り、次の表の左欄に掲げる区分中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄

に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える区分	読み替えられる字句	読み替える字句
ふれあいコーナー	1, 580円	1, 480円